

平成 2 5 年第 1 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 2 5 年 2 月 1 8 日)

平成25年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

招集年月日 平成25年2月18日(月)

告示年月日 平成25年2月12日(火)

招集の場所 大谷処理場 会議室

開 会 平成25年2月18日(月) 午後2時00分

閉 会 平成25年2月18日(月) 午後3時40分

出席議員(13名)

1番	高岡伸行	3番	中野重高
4番	西岡努	5番	大倉博
6番	小西啓	7番	佐々木雅彦
8番	村尾礼示	9番	北猛
10番	西岡良祐	11番	竹内きみ代
12番	新田晴美	13番	杉浦正省
14番	尾崎輝雄		

欠席議員(1名)

2番 西山幸千子

会議録署名議員

1番 高岡伸行 3番 中野重高

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長) 木村 要 理事(木津川市副市長) 田中 達 男
理事(笠置町長) 松本 勇 理事(和束町長) 堀 忠 雄
理事(南山城村長) 手 仲 圓 容
会計管理者(精華町会計管理者) 安岡 誠

事務局職員出席者

事務局長 林 幸 造 次長 福田 全 克
主幹 國 子 慶 順

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 委員会提案第 1 号 相楽郡広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の件
- 第 4 委員会提案第 2 号 相楽郡広域事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例の件
- 第 5 同意第 1 号 相楽郡広域事務組合監査委員の選任の件
- 第 6 議案第 1 号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件
- 第 7 議案第 2 号 相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件
- 第 8 議案第 3 号 平成 2 4 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号）の件
- 第 9 議案第 4 号 平成 2 4 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第 2 号）の件
- 第 1 0 議案第 5 号 平成 2 5 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件
- 第 1 1 議案第 6 号 平成 2 5 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件

平成25年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成25年2月18日（月）

大谷処理場 会議室

（午後2時00分 開会）

○議長 皆さん、こんにちは。ただいまから、平成25年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

平成25年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には各市町村議会での活動など、公私極めて御多用の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

もう年も変わりまして、いまやもう2月半ばで本当に早く時が流れておりまして、春の訪れも間近になってまいりましたが、まだまだ厳しい寒さの毎日であります。議員の皆様方には3月議会を控え、公私極めて御多用のところ、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今定例会に提案されます案件は、平成24年度補正予算及び平成25年度予算など、極めて重要な案件が提案されます。慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますことをお願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営に御協力賜りますよう、あわせてお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。座らせていただきまして進めさせていただきます。

本日の会議に欠席の通告議員は、2番議員の西山幸千子議員であります。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。なお、理事であります河井市長は病気のため、田中副市長が出席していただいております。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

まず代表理事から挨拶を受けます。

木村代表理事、お願いいたします。

○木村代表理事 皆さん、こんにちは。

それでは、第1回定例議会に当たりまして、御挨拶申し上げたいと思います。

本日は平成25年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも何かと御多用の中、また大変冷たい雨の中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

平素は、当組合の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、我が国経済はデフレ脱却と持続的な経済成長の実現のため、政府、日本銀行の政策連携がなされ、物価安定の目標を2%とされました。これらの政策などを踏まえまして、為替は円安に、株価は上昇基調となっており、景気回復への大きな期待のあらわれであるとの見方もなされております。

御承知のとおり、政府は一般会計の総額が9兆2,000億円余りにのぼる来年度予算案を閣議決定され、今月末に国会に提出される予定であります。特に、平成24年度補正予算と一体となりました「15カ月予算」、その予算の重点化として、国民の命と暮らしを守る公共事業予算を充実させるなど、予算配分の大胆な見直しが行なわれており、地方交付税にあっては地方公務員給与が一方向的に減額されるものとして積算され、地方六団体の異論を受けて、新たに別途地域の実情に応じた地域の元気づくり事業について普通交付税に措置されるというように理解をいたしております。私たち構成市町村の財政は、地方交付税の抑制や社会福祉関係経費の増加等により、引き続き非常に厳しい状況が続いております。

このような中にありまして、財源の約80%が構成市町村の分担金であります本組合としましては、事務の効率化を図りながら、効果的な組合運営を目指し、さらなる経常経費の徹底した節減により歳出を抑える一方、し尿処理事業を中心に、消費生活センター、休日応急診療所の運営など、地域住民の期待に的確にこたえられるよう各種事業に取り組んでいるところでございます。

それでは、ここで昨年11月19日に開催しました定例議会以降の本組合の主な内容について御報告申し上げます。

初めにし尿処理業務につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量につきましては、下水道の進捗によりまして年々減少しており、平成24年12月末現在で、し尿は前年比7.2%、浄化槽汚泥は前年比5.3%とそれぞれ減少しており、今後も減少していくことが予想されます。

また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、下水道の整備等に伴います一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されております「京都南部環境事業協同組合」に委託して業務を遂行しているところでございますが、安定的な運転がなされるとともに、適正な処理業務が行われております。

次に、消費生活センターにつきまして報告させていただきます。開設後、間もなく3年が経過しようとしておりますが、本年度は12月末現在での相談件数につきましては330件、1日平均1.8件の相談であります。前年度と比較しますと29件、8.8%の減となっております。また、来所相談の比率が約27%と高くなっており、住民の皆様にとりましてより身近なセンターであるのではないかと考えております。

相談内容につきましては、ほぼ全国的な相談内容と同じ傾向で、スマートフォンの普及により、出会い系サイト、携帯電話の不当請求といった相談が多くなっております。

また、地方消費者行政活性化基金の上積み分約100万円を活用させていただき、当センターの周知を図りますとともに、高齢者の消費者被害防止に向けた取り組みを強化するため、京都府消費生活安全センター及び京都府木津警察署に御協力をいただき、「高齢者に多いトラブル事例集」及び「訪問販売お断りステッカー」を作成し、各市町村の1月号広報誌に挟み込みにより全戸配布をさせていただきました。

次に、ふるさと市町村圏振興事業について御報告申し上げます。本事業は基金7億円の運用益により、ソフト事業を展開しております。まず「相楽の文化を創るつどい」につきましては、去る2月10日、日曜日、木津川市加茂文化センター、いわゆるあじさいホールにおきまして、13団体、250人が出演され、約600人の御参加のもと、成功裏に終了いたしました。

次に、本年度のシンポジウムにつきましては、『「木津川はいま・・・」一木津川流域・相楽を考える一』というテーマで、来る3月10日、日曜日に、相楽会館大ホールで相楽ふるさと塾の修了生で構成されます「ふるさと相楽21」と本組合の主催により開催をいたします。

最後に、休日応急診療所につきましてでございます。平成24年6月の開設から8カ月が経過いたしました。12月末現在での受診者数は256人、1日当たりの受診者数は平均すると6.6人でありました。特に、2月に入ってからインフルエンザの受診者が増加し、2月11日までの3日間で平均17.6人が受診されております。

以上が今日までの経過でございます。

さて、今定例議会に提案いたします議案は、平成25年度一般会計予算及び特別会計予算など7議案でございます。各議案とも御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

以上、報告を兼ねまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長 　　ありがとうございました。

議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において指名します。

1番、高岡伸行議員、3番、中野重高議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月5日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、委員会提案第1号、相楽郡広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者である議会運営委員会、西岡委員長より提案理由の説明を求めます。

西岡委員長。

○西岡委員長 議会運営委員長の西岡でございます。

委員会提案第1号、相楽郡広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について、地方自治法第109条の2第5項及び相楽郡広域事務組合議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

提案理由につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本議会においても委員会と同様、公聴会の開催及び参考人の招致をすることができるようになったこと、及び引用条文について整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をいたします。

まず目次でございますが、このたびの改正により第14章公聴会と第15章参考人を加えるため、現在の第14章から第17章までがそれぞれ2章ずつ繰り下がるものでございます。

次に、第17条及び第74条につきましては、地方自治法の条項の移動に伴い、それぞれ改正を行うものであります。

次に、第14章として、公聴会については第118条から第123条まで、及び第15章として、参考人については第124条を加えるものであります。なお、公聴会の開催の決定及び参考人の出席要求につきましては、議会の議決でこれを決めることとしております。

附則として、この規則は公布の日から施行する。ただし第74条の改定規定は、平成25年3月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

委員会提案第1号、相楽郡広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の件を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、委員会提案第1号、相楽郡広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました会議規則の一部の改正に基づき、全員協議会規程の一部を改正する規程を別添のとおり公布する準備を進めておりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、日程第4、委員会提案第2号、相楽郡広域事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者である議会運営委員会、西岡委員長より提案理由の説明を求めます。

西岡委員長。

○西岡委員長 議会運営委員長の西岡でございます。

委員会提案第2号、相楽郡広域事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第109条の2第5項及び相楽郡広域事務組合議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

提案理由につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、委員の選任、任期等が条例委任されたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第5条の委員の選任についてですが、第2項として「特別委員は特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間存在する。」を加えるものであります。

附則として、この条例は平成25年3月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

委員会提案第2号、相楽郡広域事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、委員会提案第2号、相楽郡広域事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、同意第1号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、同意第1号を提案させていただきます。

同意第1号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任について。

相楽郡広域事務組合監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記として、お住まいは笠置町大字飛鳥路小字小樹35番地、お名前は仲北悦雄様でございます。生年月日は昭和22年10月22日、経歴につきましては、平成24年12月から笠置町の監査委員として、していただいております。

平成25年2月18日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。当組合監査委員の高見進氏の任期が平成25年5月25日をもって満了することに伴いまして、その後任の監査委員を選任するため議会の同意を求めるものでございます。

御審議の上、原案のとおり御同意いただきますようお願いいたします。

○議長 以上で議案の提案説明が終わりました。

この案件は人事案件でもあり、質疑討論を省略し、採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。したがって、この採決は挙手によって行います。
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

- 議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

- 木村代表理事 それでは、議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成25年2月18日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。本組合職員の管理職手当につきましては、平成24年度に次長職を設置したことに伴い、当該職への管理職手当の支給を規定しましたが、平成25年度から事務局長に従来からの嘱託職員から常勤職員を充てるべく、当該職への管理職手当支給に係る一部改正を行いたいので、この条例を提案するものでございます。

また、改正に当たりましては、構成市町村及び関係一部事務組合の管理職手当の支給額を調査し、地域手当についても所在地であります木津川市に準じていることや、職務職階制が6級制であること、本組合事務局長が担う業務の困難性などを総合的に勘案した結果、12%が妥当であると判断いたしました。

この件につきましても御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長 なければ、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第2号を提案させていただきます。

議案第2号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成25年2月18日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。平成22年度までに本組合が売り捌いていましたし尿くみ取り券の使用を平成24年度末をもって中止することに伴いまして、組合券の取り扱いを還付するのみに限定することとしたいので、この条例を提案するものでございます。

御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 以上で議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第3号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第3号を提案させていただきます。

議案第3号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第3号)について。

平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第3号)を別添のとおり定めま
す。

平成25年2月18日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算(第3号)は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ205万2,000円を減額し、補正後の総額を6億1,436万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の内容でございますが、まず歳入につきましては、分担金は484万7,000円の減、負担金は234万9,000円の増、手数料で56万7,000円の減、繰越金は101万3,000円の増となっております。

次に、歳出では相楽会館費で12万8,000円の増、し尿収集運搬業務委託料119万6,000円の減、し尿処理手数料還付金66万4,000円の減など、衛生費で208万3,000円の減とするものが主なものでございます。

以上、平成24年度一般会計補正予算(第3号)の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、事務局より補足説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局。

○國子主幹 事務局の國子でございます。

それでは、議案第3号、平成24年度相楽郡広域事務組一般会計補正予算（第3号）についての補足説明を申し上げます。今回の補正予算は、主に年度末での精算に伴います関係科目での更正を行うものでございます。

それでは、歳入の内訳から説明申し上げますので、予算書の4ページをお開きください。

まず、第1款分担金及び負担金、第1項、第1目分担金につきましては、総額で48万7,000円を減額するものでございまして、その内訳につきましては、右側の説明欄に記載のとおりでございます。これらは分担金条例での基礎数値を可能な限り直近のものを使用することとしておりますため、当初予算の段階では仮の数値で算定しておりますことから、今回の補正で本来の基礎数値に置きかえて算定し直したものであるものでございます。さらに、歳出での不用額などによります全体経費額の変動に合わせまして、分担金の算定がえも行ったものでございます。

次に、第2項、第1目負担金でございますが、し尿処理手数料のうち、市町村券での搬入に係ります不用額分が169.1キロリットル分で186万円、さらに組合券での搬入に係ります分担金からの振り替えが420万9,000円の増で、差し引き234万9,000円の増とするものでございます。これは当初予算編成時では組合券によります搬入量を総搬入量の5%として積算しておりましたが、実績見込みでは約1%で、市町村券による搬入が多くなっているため、財源を振りかえるものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第2項手数料、第1目衛生手数料でございますが、浄化槽汚泥の搬入量も下水道の進捗などによりまして減少傾向で、当初より290キロリットル、台数で162台分の減少となり、56万7,000円を減額するものでございます。

次に、第4款、第1項、第1目繰越金でございますが、前年度決算によります繰越金の残額101万3,000円の増でございます。

続きまして、歳出に移りますので、6ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第3目相楽会館費で、12万8,000円を増額するものでございます。昨年10月に発生いたしました相楽会館漏水緊急修理工事のうち排水設備分につきましては、木津川市道の下の埋設配管を修理したものでございまして、工事後3カ月経過してから路面の本復旧をするものと規定されておりますため、工事請負費として計上するものでございます。

次に、第3款衛生費、第2項清掃費につきましては、各種業務の入札、執行残を精査いたしまして、不用額として減額するものでございます。特に、第2目し尿処理費、第13節委託料のうち、し尿収集運搬業務委託料減といたしまして119万6,000円、

第23節償還金、利子及び割引料といたしまして、し尿処理手数料、組合券分、還付金の減、66万4,000円とするものでございます。この合計が186万円のとなりまして、先ほど歳入で説明いたしましたし尿処理手数料負担金不用額分と合致するものでございます。

最後に、第6款予備費でございますが、9万7,000円を減額し、その他の不用額などとあわせまして分担金の精算を行うものでございます。

なお、次の8ページには今回の分担金の算出表を添付しておりまして、この右から二つ目の分担金補正額を各市町村の分担金割合によりましてそれぞれ算出しております。これが9ページの分担金精算一覧表にお示ししております市町村ごとの精算額の内訳でございまして、市町村ごとの精算額につきましては、右の合計欄の網掛け部分でございます。

以上で、議案第3号の補足説明といたします。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第3号)の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第4号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第2号）を別添のとおり定めます。

平成25年2月18日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ148万2,000円を減額し、補正後の総額を1,779万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入では休日応急診療所収入で148万2,000円を減額するものでございます。

次に、歳出では衛生費で需用費51万円の減額分うち、50万円を工事請負費へ組み替えをするものと、休日応急診療費予備費で147万2,000円を減額するものでございます。

以上、平成24年度特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、事務局より補足説明をさせます。どうか御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

國子主幹。

○國子主幹 それでは、議案第4号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計（第2号）につきましての補足説明を申し上げます。

まず、歳入の内訳から説明申し上げますので、予算書の4ページをお開きください。

第2款休日応急診療所収入、第1項、第1目府補助金につきましては、当初、休日応急診療所の開設に合わせ、（仮称）健康フォーラムを計画し、その財源として京都府みらい戦略一括交付金を充当することで進めてまいりましたが、開所式を式典のみといたしましたため、減額するものでございます。

第2項、第1目診療報酬収入につきましては、診療報酬収入単価並びに診療報酬収入の請求日数の減によるものでございます。まず、単価につきましては、当初近隣自治体の調査結果を踏まえ、1人当たり9,000円で計上いたしましたでしたが、6月から10月までの実績値が6,143円で、冬場のインフルエンザ患者の増加などの状況を踏まえ、6,500円と設定いたしました。また、平成25年3月分の診療報酬につきましては、平成25年4月に請求いたしますことから、平成25年度での収入となりますため、3

月の診療日数6日分を減とするものでございまして、これらの合計で147万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出を説明申し上げます。

第2款、第1項衛生費、第1目休日応急診療費を1万円減とするものでございます。各経費の執行見込みに伴いまして、需用費で51万円の減とするものでございます。また、工事請負費といたしまして、これまでに「診療所の場所がわかりにくい、特にJRの踏切近辺の曲がる場所がわかりにくい」との声が寄せられておりますので、案内標識を50万円程度のもので設置するための費用を計上するものでございます。

第2目休日応急診療費予備費につきましては、147万2,000円、診療報酬収入減分を減額するものであります。

以上で議案第4号の補足説明といたします。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第5号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第5号を提案させていただきます。

議案第5号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について。
平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を別添のとおり定めます。

平成25年2月18日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

平成25年度一般会計予算の編成に当たりましては、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえ、歳出を厳しく精査し、分担金の削減に努めました。また、各市町村の企画、衛生、消費生活、医療及び財政担当課長会議をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。最終的にそれらの議論を踏まえた上で、理事会において決定をし、提案させていただくものでございます。

平成25年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,600万円といたしております。前年度比較では5,900万円、9.6%の減となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入では、分担金及び負担金、5億3,533万5,000円で、歳入総額の約96%を占めております。その内訳としましては、分担金は4億4,661万1,000円、負担金は8,872万4,000円でございます。一方、使用料及び手数料は、1,738万8,000円で、歳入総額の約3%を占めております。

次に、歳出につきましては、議会費は42万5,000円、総務費は3,411万6,000円、衛生費は3億612万9,000円、商工費は691万6,000円、公債費は2億748万8,000円、予備費は92万6,000円をそれぞれ計上いたしております。そのうち衛生費及び公債費で予算総額全体の92.3%を占めております。

以上、平成25年度一般会計予算の概要を申し上げて提案説明といたしますが、なお事務局より補足説明をさせます。

御審議の上、原案のとおり可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局、福田次長。

○福田次長 事務局の福田でございます。

それでは、議案第5号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計予算につきまして、前年度からの変更点や特に重要な点を中心に補足説明を申し上げます。

まず、歳入から申し上げますので、平成25年度一般会計予算書の4ページをお開き願います。

最初に、第1款分担金及び負担金の第1項分担金でございます。分担金におきます変更点などにつきましては、まず休日応急診療所の運営が1年間分となることによる増額や、消費生活分担金が増額する反面、処理場更新公債費分担金では、一部の償還の完了

に伴います減額などによりまして、分担金総額が大幅に減少しております。

なお、市町村ごとの分担金額につきましては、予算書の23ページ以降に算出資料をつけておりますので、後ほど参考にご覧ください。

次に、第2項負担金につきましては、市町村から搬入されました尿の量に応じました各市町村からの負担金でございまして、前年度より238万1,000円の減少でございします。

次に、第2款使用料及び手数料に入りまして、第1項使用料でございしますが、相楽会館貸室料を前年度と同額の20万円を見込んでおります。

5ページに移りまして、第2項手数料でございしますが、浄化槽汚泥投入手数料を8,840キロリットル、1,718万8,000円を見込んでおります。

次に、第3款府支出金につきましては、消費生活センターの運営に対します京都府消費者行政活性化事業補助金を307万6,000円見込んでおります。国の地方消費者行政活性化基金につきましては、平成21年度から24年度の4カ年を地方消費者行政強化のための集中育成・強化期間と位置づけ、各都道府県に造成した基金を活用して、消費者行政強化に取り組む地方公共団体を集中的に支援するものでございました。当組合におきましても、平成22年3月に消費生活センターを設置し、消費生活相談員3名の人件費、運営経費等の大半の事業費は国の基金、いわゆる京都府の補助金で運用してまいりましたが、平成24年度で基金事業が終了し、平成25年度から従来の充当率10割から2分の1の新交付金制度に変わるとのことで、そのように予算化をしているものでございます。

しかし、京都府から、国において基金の取り崩し可能期間を平成25年度まで延長されるとの情報が入っております。また、24年度補正予算で60.2億円の上積みをするとのことではございますが、国の予算が確定したのち、今後補正予算において組み替えを行う予定としております。

次に、第4款繰越金でございしますが、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

あと、6ページの第5款諸収入の第1項預金利子を1万円、第2項雑入を前年度と同額の19万円を計上しております。

以上、歳入合計で5億5,600万円となるものでございます。

続きまして7ページの歳出でございします。

まず、第1款議会費でございしますが、前年度と同じ内容でございします。

次に、8ページに移っていただきまして、第2款総務費の第1項総務管理費でございしますが、まず最初の第1目理事会費につきましては、1万3,000円の減の28万5,000円を計上いたしております。

次の第2目一般管理費でございますが、2,960万5,000円を計上しております。さきの第1号議案で説明をいたしましたとおり、平成25年度で嘱託職員の事務局長を常勤職員とするとともに、一般事務の補助といたしまして臨時職員を1名雇用する予定でございます。常勤職員3名と臨時職員1名の4人体制とすることとしておりまして、事務局長の報酬で391万円の減少など人件費で予算額が大幅に減少しております。

次に、9ページの第3目相楽会館費につきましては、これまでからの建築基準法に基づきます京都府の指摘事項に対応するため、排煙設備、非常用照明等に伴います改修といたしまして、工事請負費に244万4,000円を計上いたしております。

次の、第4目公平委員会費につきましては、前年度と同じ内容でございます。

次に、10ページに移っていただきまして、第2項監査委員費につきましても、前年度と同じ内容でございます。

続きまして、11ページに移っていただきまして、第3款衛生費の第1項保健衛生費でございます。この内容は休日応急診療所の運営事業につきましては、特別会計での診療所事業の収支不足1,299万6,000円を一般会計から繰り出しをするものでございます。

12ページに移っていただきまして、次に第2項清掃費でございますが、ここではし尿処理に係ります事業でございます。まず、第1目清掃総務費につきましては、需用費でのし尿くみ取り券の印刷で、前年度印刷の残数などの関係から、5万円の減額の25万円を見込んでおります。

次の、第2目し尿処理費につきましては、近年でのし尿処理量の減少傾向に伴います関係経費の減額が続いておりますが、大谷処理場の運転維持管理業務委託料では、電気料金及び維持補修費の増加を中心に220万円の増額となっております。

次に、13ページに移っていただきまして、第4款商工費につきましては、消費生活センター運営事業でございますが、これまでの相談実績や国の補助金が廃止される動向を踏まえまして、平成25年度におきましては相談体制の見直しを行っております。具体的には、相談員の勤務日数を週4日から週3日にいたしますとともに、巡回相談を取りやめまして、センターでの相談体制を維持・強化することといたしております。また、各市町村広報誌等を活用させていただきまして、消費生活センターの周知や消費生活講座の開催、また消費生活出前講座の開催等を通じ、消費者被害の未然防止、拡大防止を図っていきます。これら関係経費で691万6,000円を計上しており、そのうち307万6,000円を府の消費者行政活性化事業費補助金を活用するものでございます。

続きまして、14ページに移っていただきまして、第5款公債費でございますが、一部の償還の完了に伴いまして、元金で4,517万2,000円の減額、利子で434

万9,000円の減額となっております。

最後に、15ページの第6款予備費を加えまして、以上の歳出合計で5億5,600万円となるものでございます。

以上が歳入歳出予算の前年度との比較を中心とします概要でございます。

なお、そのほかの関係いたします内容を資料集として別にお配りしておりますので、必要に応じましてご覧いただきますようお願いいたします。

以上で議案第5号の補足説明といたします。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

佐々木議員。

○佐々木議員 2件お伺いします。

1件は先ほど説明がありましたが、5ページのほうにある府補助金ですね。消費者行政の関係の。これは先ほど説明あったように、国の予算で仮に積み増しというか、継続をするとなった場合は、前年並みの収入が確保できるという見通しなのか、どの程度の要するに減額分も、戻す可能性があるのか、それが1点目です。

2点目は、これは私らの反省の意味があるんですが、この一、二年の間に議会関係のさまざまな会議規則等を大幅改正をしました。その理由は、一つには地方自治法の改正というのがあるんですけども、その改正をした一部ですね、本来は何年か前の地方自治法改正等によってもっと早く手をつけなければならなかったものが入ってきたわけです。そういった意味で、あと、この予算編成についても、先ほど代表理事からもありましたが、それぞれの、例えば衛生だとか、医療だとか、さまざまな各市町村の担当者に寄ってもらってこれを編成したということであります。

問題は、個々の分野については当然担当者が集まっていたら相談するのはそれはそれでいいと思うんですが、この広域事務組合総体として、全体を統括して、調整なり、または判断なりをする機能というのが欠けていたから、例えば先ほど申し上げたような議会の関連の例規ですね、例規の改正の遅れということにもつながっていったというふうに思いますが、そういった意味で個々の分はともかくとして、全体として構成市町村の調整をするような機能というのはどこが持つのか。もしくは今後例えば広域事務組合は木津川市が担当するとか、西部塵埃は精華町が担当するとか、公立山城病院はどこが担当するとか、そういったように構成市町村でその辺のキーパーソンといたしますか、を配置するような思いはあるのかどうか、この点をお伺いします。以上です。

○議長 福田次長。

○福田次長 佐々木議員から2点御質問がありまして、1点目につきましては私のほ

うから説明させていただきます。

予算書の13ページをお開きください。こちらに第4款商工費、先ほど説明しましたとおり、この部分が消費生活センターに係ります経費でございます。さきに説明しましたとおり、1月になりまして国の補正予算等の発表がありまして、60.2億円、基金を1年間延長するというようなことで情報が入ってまいりまして、現在2分の1で組んでいるわけですが、これが24年度と同様10分の10の補助金が受けられるというふうになるかと思っております。

この第1目の商工総務費のうち、補助対象外の部分を申し上げますと、需用費の大部分、また役務費の全額、また公課費の全額、この部分につきましては対象事業から外れておりますので、第1節から第9節の全額が満額補助が当たるというふうを考えておりますので、これらの部分の2分の1相当部分は、今後補正予算で精算をさせていただき、組み替え予算をさせていただき予定にしております。

以上でございます。

○議長 林事務局長。

○林事務局長 事務局長でございます。

ただいまの佐々木議員さんの2点目の御質問につきまして、非常に今後の相楽圏域における広域行政がどうあるべきかという問題も含めて、御提案とか質問していただいたというふうには認識をしているところでございます。

昭和56年の相楽郡広域事務組合、御承知のように相楽郡衛生管理組合、それから相楽郡町村事務組合、相楽地区広域市町村圏協議会と、この三つが合体をしてここに至っております。いわゆる平成20年度末に、国が従前の広域行政制度、またはふるさと市町村圏制度についても廃止をするという形で、いわゆる全国的には280ぐらいあったものが、現在は150程度になるというふうな状況になっております。

ただし、それぞれの圏域につきまして、必要があれば従来の広域行政を進めているというふうな観点に立って進めているところでございます。相楽圏域につきましては、現在のふるさと市町村圏をあわせまして、非常に狭い地域でございますし、火葬場問題、あるいはクリーンセンターの問題、あるいはし尿処理場の問題、こういった広域行政にかかわることはたくさんございますので、当分の間、こういった形で検討していこうというところでございます。

そういう中で今、佐々木議員がおっしゃいますように、それぞれ消費生活センターなり、衛生関係なり、あるいは総務関係なりのそれぞれの関係部署についてはそういう連携をすることが、そういう部署を定期的に、あるいは臨時的に会をもって調整をしているところでございます。それについては毎月行ってます定例理事会で基本的な基本方針については調整をし、決定をしているという形になっております。

確かに御指摘のようなことについては、いわゆる総合本部調整的なことについては、一定必要かなと思っておりますけども、これも非常に各市町村いろいろ考えがございますし、またそれぞれの課題についての問題も非常に困難な課題もございますので、理事会で一定の問題について、特別の担当者によってやっていくと、こういう形でいろいろ物事を進めておるところでございますので、こういった形で改めてそういう組織をつくっていきますことになりますと、広域事務組合はもちろんでございますけど、各関係市町村の議会におきまして議案改正と、こういった手続も必要になってきますので、その辺は今後の懸案する課題に応じて判断していかざるを得ないかなと思います。当面の間、理事会でこれらの各関係部局を超えた大きな問題であると、あるいは重要な問題ということになれば、特別の組織をつくって、特別委員を任命してやっていくと、こういう形でやっていくのが望ましいんじゃないかなというふうに考えます。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第6号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について。

平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を別添のとおり定めます。

平成25年2月18日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

平成25年度特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,930万円としております。前年度比較では70万円、3.5%の減となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず歳入では、財産収入は235万2,000円、休日応急診療所収入は1,663万6,000円、繰越金31万円、諸収入は2,000円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出でございます。平成25年度におきましては、衛生費で休日応急診療所の運営経費1,663万6,000円を計上しております。また、ふるさと市町村圏振興事業につきましては、事業の見直しを図り、地域づくりシンポジウムの開催と本組合の情報を積極的に発信するためのホームページの2事業を計画しております。これらの事業を推進するための振興費は266万4,000円を計上しております。

以上、平成25年度特別会計予算の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお、事務局より補足説明をさせますが、御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局、福田次長。

○福田次長 事務局次長の福田でございます。

それでは、議案第6号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算につきまして補足の説明を申し上げます。

まず歳入から申し上げますので、平成25年度特別会計予算書の4ページをお開き願います。

最初に第1款財産収入につきましては、基金7億円の0.48%、中間利払率70%で、235万2,000円を計上いたしております。

次の第2款休日応急診療所収入、第1項、第1目診療報酬収入に364万円を計上いたしております。先ほどの補正予算でも説明申し上げましたとおり、患者1人当たり6,500円で1日当たり8人で見込み、診療日を70日間として計上しているものでございます。さらに第2項繰入金、第2目一般会計繰入金につきましては、さきの一般会計予算でも説明しましたとおり、1,299万6,000円の計上でございます。

5ページに移っていただきまして、第3款繰越金につきましては、平成24年度の決

算見込みから31万円を計上、次の第4款諸収入につきましては、前年度と同額の計上でございます。

以上の歳入合計で1,930万円となるものでございます。

続きまして6ページの歳出でございます。歳出におきましては、まず第1款の振興費につきましては、ふるさと市町村圏振興事業といたしまして、先ほども代表理事からありましたとおり、今年度は地域づくりのシンポジウム並びにホームページの委託料ということで計上いたしておるものでございます。それ以外の経費につきましては振興費予備費ということで計上させていただいております。

次に、7ページに移っていただきまして、第2款衛生費、つまり休日応急診療所運営事業費でございます。第1目休日応急診療費に1,587万8,000円を計上いたしております。昨年度との変更点といたしましては、賃金に会館管理臨時職員分といたしまして52万6,000円を新規計上いたしております。診療所を開設して2年目に入りますが、運営も軌道に乗ってきましたため、運営体制を見直しまして、休日診療所の管理を常勤職員からアルバイト職員に変更するものであります。その他、医師、薬剤師及び看護師の人件費や委託料を昨年度の10カ月分から1年間分に計上しているということが増額の要因でございます。

次に、第2目休日応急診療費予備費といたしまして75万8,000円を計上いたしております。

以上の歳出合計で1,930万円となるものでございます。

以上が歳入歳出予算の概要でございます。

なお、そのほか関係いたします資料を資料集という形で別にお配りしておりますので、必要に応じましてご覧いただきますようお願いいたします。

以上で議案第6号の補足説明とさせていただきます。

御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

佐々木議員。

○佐々木議員 7番佐々木です。2点お伺いします。

1点は休日診療所の件で、一応内科と小児科という2科体制という話だった。実際問題として2科あるときもあれば、1科しかない場合もあるわけですね。24年度というか、今年度の間で、例えば各市町村の広報を見てくださいと書いてあるけども、実際には小児科担当医がいらっしゃらないときですね、お子さんを連れてこられた方とかいうのがどのくらい発生をして、それは対応できているのかどうかですね。場合によっては診てもらったときもあるだろうし、場合によっては別の病院を紹介だということもあ

るでしょうけども、厳密な何人というところまでする気はありませんけども、そういう実績というか、過去の実績を踏まえた上で、25年度はどういうふうな体制、2科体制がどのくらいできるのか。もしくは例えばパターン化してしまって、月の第一、第三日曜日は小児科があるとか、ないとかといったような、いわゆる誰もがわかりやすいような体制にするような工夫というのはどのくらいできるのか。でないとわざわざ一応精華町のホームページとかの広報誌にも一応載ってますけど、それを見てるかどうかは非常に疑問が残るところですので、その点はどのような見通しになっているのかが1点目です。

もう1点は、ふるさと市町村圏の関係で、今年度で幾つかの事業が終わりになりますよね。来年度以降、そこにかかわってきた住民というか、相楽の方たちがどういう動きをされようとしているのか。もう終わりだから全部これでジ・エンドだという話になるのかですね。それとも自分たちの自主的な努力を含めて、何らかの、規模は変わるとしても、継続をしようという意思で自主的に動こうとされてるのか、その点について2点お伺いしたいと思います。

○議長 事務局、福田次長。

○福田次長 事務局次長の福田です。それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

佐々木議員のほうから2点御質問がありました。

1点目は休日診療所の関係でございます。まず、最初に24年度の実績から申し上げます。一部資料集にも記載してございますけれども、前回2月11日まで、6月から2月11日までの50日間の状況をまずは報告をさせていただきたいと思っております。

この50日間の中で、患者数が374名受診されました。これは50日間で割り戻しますと1日7.5人というような実績になってございます。当診療所につきましては、内科、小児科ということでやっておりますが、この374名の内訳ですが、内科の患者様が193人、52%、小児科の患者様が181名、48%ということで、約半分ずつということになっております。

そのほかの宇治市とか、城陽市の先行してます休日診療所を参考にさせていただいてたんですけれども、ほかの市の休日診療所の7割がお子さん、3割が大人の方というふう聞いておりますが、当圏域につきましては、公立山城病院のほうで二次救急で小児科の体制をとっておられます関係もあるのかと思っておりますが、その辺では52%、48%というのが実績数値であります。

そのほか、男女別とか年齢別なんかもとっておりますが、参考までに申し上げますと、男性の方180人、48%、女性の方194人、52%。年齢で一番多く来られてますのがゼロ歳から9歳が145人で39%、続いて20歳から39歳の84人で22%と

いう形になってございますので、70歳以上の患者様が15人、4%と低くなっておりまして、まだまだこの辺での周知というのが不足しているのかなという部分も考えているところでございます。

そのうち、374名の患者様のうち、検査、また入院等が必要ということで医者が判断をし、公立山城病院のほうに二次転送をさせていただいた患者さんが8名、全体の2%でございます。内科で2名、うち1名が入院、小児科で6名、うち1名が入院というふうに聞いております。こういう形の公立山城病院との連携も図っているところであります。

374名のうちの市町村別内訳ですが、木津川市255名、68%、続きまして精華町80人の21%、笠置町で5名、1%、和束町で18名、5%、南山城村で2名、1%、その他の地域ということで14人、4%ということで、このその他の14名につきましては、東京とか大阪、愛知県、千葉県ということがあるんですけども、ほとんど夏休みの里帰りで帰省された方というふうに思われます。こういう方の診察も14名になっております。

それと、診療所に問い合わせも含めまして50日間で445名の方から電話が入っておりまして、うち診療所を受診されました方が277人、62%ということですので、問い合わせもありますが、大半は小児科等、公立山城病院を紹介したというところが多くあります。

最近2月になりましてからは、先ほどの内容にもありましたように17.6人とインフルエンザ患者さんを中心に患者が増えておりますけれども、最近の傾向でいきますと、内科のドクターも小児科を診ていただいておりますし、また小児科のドクターも内科を診ていただいている傾向はございます。この時期はやはり熱発、またインフルエンザが考えられますので、この辺ではタミフル、またリレンザというふうな薬を処方するというのが通常のことになっておりまして、そういったような患者さんにつきましては、内科、小児科関係なく診ていただいているという状況があります。

来年度の状況になりますけれども、基本的にドクターの予定につきましては相楽医師会のほうにお任せをしております、事務局のほうでなかなかコントロールができない部分がございますけれども、引き続き公立山城病院との連携を図りつつ、一人でも多くのニーズにこたえられるような体制は、特に運営委員会等もございますので、その辺でお諮りをさせていただいてやっていきたいなというふうに思っているのが現状であります。

2点目のふるさと市町村圏事業につきましては、平成28年度まで5年間の定期預金がありますので、それまでは理事会の方針の中ではふるさと市町村圏振興事業は続けていくというのは現時点での理事会決定事項でございますので、28年度以降につきまし

てはまだまだ未定な部分もございます。「相楽ふるさと塾」を昨年度取りやめ、また今年度で第20回の記念ということで相楽の文化を創るつどいも中止という形にしておりますけれども、2月10日に開催されました「第20回記念相楽の文化を創るつどい」も600人の参加のもと、盛大に行われまして、今週の金曜日にはこの反省会をやるわけですが、実行委員会の皆様につきましては、こういったような文化事業につきまして、各市町村でそれぞれ取り組みがあるわけですが、広域的な観点から、相楽が一体的に集う文化のイベントというのはこの相楽の文化を創るつどいの他にございませんので、何とか自主的に続けていきたいという思いを持っていただいている、大変ありがたいですけれども、事務組合、また5市町村におきましても、それらの住民の皆さんの気持ちを側面的ではありますが支援していきたい、こんなようなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 休日診療所の件はわかりました。一応相楽医師会と連携してそれぞれ適切な対応をお願いします。

もう1個のふるさと市町村圏事業のほうは、ある意味、文化のつどいとか、ふるさと塾とかいったのは、自分たちのやってきた成果を披露すると同時に、ほかの団体や、または個人の方との交流という意味があるわけですね。いわゆる双方向という意味があるので、そういった意味で何をやればいいのかというのは私も断言はできませんけども、今週の金曜日にまとめの会議があるということも含めて、例えばそういう気のあった人が比較的気軽に集えるような、顔合わせができるような場とか、またはこれはちょっと全員は難しいかもしれませんが、ネットを使ってすれば、「相楽ふるさと交流フェイスブック」みたいなものを開設して、それぞれがそれぞれのいろんな意見交換とか、情報交換とか、そんなことができるようなものを、例えば広域のサイトの中に組み込むとか、そういうことも含めてできるだけ顔合わせ、相互の交流ができるような仕組みというか支援ですね。お金はあまり使えないと思いますけども、支援をお考え願いたいと思いますけども、その点だけもう一回お願いします。

○議長 林事務局長。

○林事務局長 事務局長でございます。

これは20年間いろいろ非常に文化の面、あるいは人材育成の面、その他多くの面で、広域に相楽圏一体的な雰囲気醸し出すという形で、一定の成果もあったと思います。それぞれの地域におきまして、本当に人材育成の面からは、相楽地域のリーダーとなられる方もおられますし、またNPOを立ち上げてというような形でやっておられます。

また文化のつどいでも、今事情を聞きますと、例え補助金がなくなっても自分たちで

やっぺいこうと、こういうものでございます。いわゆるスポーツ、野球とか広域文化関係分野、こういう分野においてもそれぞれリーダーがおられて、それぞれのチームが根づいてやっぺいているというようなこと、そういう時代でございますので、そういうふうな雰囲気も出てきておりますので、それは各市町村で行政と連携しながら全体の文化・スポーツ、そういうところが発展できていくように、またこれから支援していきたいなというふうに思っていますので、またよろしくお願ひします。

○議長　　ほかにございませぬか。

村尾議員。

○村尾議員　　8番村尾です。1点だけちょっと確認だけしたいなと思ひます。

この資料の7ページの休日応急診療費の賃金のところですけど、先ほどの説明では会館管理というところ、このアルバイトの方は最初の常勤の方から変更していくというお話がありましたけど、そのアルバイト対象者はどういった方を考へておられるかということと、当然休日のピーク時の対策、対応とかをどういったものを考へておられるかという、その辺2点、お願ひしたいと思ひます。

○議長　　林事務局長。

○林事務局長　　事務局長でございます。

ただいまの村尾議員さんの御質問にお答へします。

今回当初開設に当たりまして、我々は経験がございませぬので、また他の施設をいろいろ聞きましたら、例えば保険証を忘れたとか、あるいは医療に対する、先生にくっぺかかったとか、こういうようないろんなことを聞きましたので、これはやっぺり管理上、いろいろ我々気にする必要があるんじゃないかなという形で、4名の職員が交代で年末年始もやっぺってきましたけれども、今回先ほど報告がありましたように、五十数日やっぺってきましたけれども、現在そういう重要なというか、大きなそういう苦情等はございませぬので、一定地域の皆さんに御理解をしていただけたと。

(テープ交換)

消費生活相談員の人件費を予算化しましたけれども、4日勤務から3日勤務になるという形で、これはいろいろ経済的な損失というんですか、少なくなるということもございませすし、それで相談員さんとの交渉、協議の結果、希望に応じて相談業務はもちろんやっぺただく、それ以外に、日曜日、祝祭日の休日応急診療に一部当たっていただこうと。あわせてもう1人、事務補助で事務職員を通常週4日でするという形を思っぺますので、その方と交代で出ると、こういう形で思っぺます。

村尾議員が御指摘のように、万が一そういう臨時職員で対応できないことについては、我々職員が直ちに来れる状態をつくっぺおくという形で思っぺしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 村尾議員。

○村尾議員 先ほどのアルバイトの対象者をどういった方を考えておられるか。例えば学生とか、役所のOBの方とか、そういった方を考えておられるかということです。

○議長 林事務局長。

○林事務局長 対象者は一応職安で募集をしてやっていきたい。木津川市さんだったら臨時職員の登録とかでやっておりますけども、当組合においてはそういった制度はしておりませんので、公平にやっていくという形で、職安で募集をかけて、その中で経験等を参考にさせていただいて面接試験等で決めていきたいと考えております。

○議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は長時間にわたり慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。議員の皆様のご今後のますますの御健勝と御多幸を御祈念申し上げます。

大変御苦労さまでございました。

(午後3時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 尾崎輝雄

会議録署名議員 高岡伸行

〃 中野重高